

Ⅳ 先進的な取り組み事例

Ⅳ 先進的な取り組み事例

1 簡易作業路の開設技術検討会の開催

(1) 取り組みの概要

愛知県が木材価格の低迷に対処するために「低コスト林業」を重要課題として取り組んでいる中、平成 21 年度に全国的にも壊れない道づくりの第一人者である大橋慶三郎先生と高密度路網と林業機械を導入している岡橋清元先生を講師とお招きして、「簡易作業路の開設技術講習会」を 2 回開催しました。

今年度は、県職員が岡橋先生の所有山林を視察し、現地で壊れない道づくりでの講習を受けました。現地では、路網が高密度であることに驚くとともに、排水施設、丸太組み工法による路肩・路面の補強方法等全てが学ぶことばかりでした。

県ではこの視察を踏まえて、東三河流域森林・林業活性化センター木材生産部会を指導し、昨年度開催した 2 回の講習会及び先進地視察を踏まえた「簡易作業路の開設技術検討会」を平成 23 年 2 月に東栄町で開催しました。



先進地視察報告の様子

(2) 取り組みの成果

検討会には、森林組合の関係職員、作業班員、林業事業体作業員 35 名が参加し、県担当者が先進地視察で見聞きした内容を説明しました。

作業路は間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため継続的に使用される道です。このため、安価であるとともに丈夫でなければなりません。地形・地質等異なる条件の中で壊れない道づくりをするためには、路線の選定にこだわることはもちろんです。その他、幹線と支線、拡水工法、法面の高さ、丸太組み工法等いくつかのこだわりが必要であることを学びました。



現地での丸太組工法

(3) 地域としてアピールできるポイント

森林を管理していくことに欠かすことのできない要素である作業路網の整備の重要性・必要性、路線の設定方法、施工方法を今まで以上に森林組合職員等に理解してもらうことができました。また、森林所有者に対して作業路開設の普及が進むことが望めます。



整備された作業路

2 地域の農業を支える担い手の確保支援

(1) 取り組みの概要

就農相談は増加傾向(延べ 72 名/年)にあります。就農希望者に対して、本人の経歴・状況等を考慮しつつ、農業生産及び農業経営に関する知識及び技術の早期習得への支援を行いました。また、就農希望者に関する情報の把握に努め、就農計画の作成支援・情報提供を行い、次代の地域農業を支える担い手の確保に取り組みました。

(2) 取り組みの成果

就農相談活動の充実を図るため、新城設楽地域担い手育成総合支援協議会（以下、協議会）に対して、従前から実施してきた「担い手の育成活動」に加え「担い手の確保活動」を行うよう協議会構成機関の市町村、農協等と調整を図りました。

協議会が、平成 22 年 9 月 26 日に J A 愛知東本店で開催した就農林相談会（以下、相談会）では、33 組 40 名の相談者が参加しました。相談会では、地域全体の説明に加え、個別相談も行い、市町村・J A 愛知東担当者らが相談に応じました。就農意向の強い相談者に対しては、現地視察や農家訪問により地域農業の理解をより一層深められるよう支援・誘導した結果、就農予定者 2 名を確保ができました。

本年度の就農定着化への支援等を通じて、就農計画 6 件を認定し、認定就農者を確保しました。その栽培希望作目は、施設野菜 4 名、露地野菜 2 名でした。また、認定就農者を貸付対象とする就農支援資金の借受件数は、6 件（研修・就農準備資金 2 件、就農施設等資金 4 件）でした。



就農林相談会(愛知東農業協同組合本店)
(平成22年8月26日)



新・農業人フェアへ参加
(愛知県産業労働センター)(平成22年8月8日)

(3) 地域としてアピールできるポイント

農林業の担い手確保は、他地域でも同様の課題を抱えています。そのような中で、管内の市町村・農協・森林組合が協力しつつ協議会活動として就農並びに就業への促進活動を実施することは大切です。このような取組を定着させることで、地域の担い手確保が確実に進められるよう今後とも推進します。

3 鳥インフルエンザの拡大防止と風評被害対策

(1) 取り組みの概要

近年は、毎年のように鳥インフルエンザが発生しています。今年度も宮崎県などで鳥インフルエンザが発生し、環境省の調査でも全国各地で渡り鳥の糞などから鳥インフルエンザウィルスが検出されていたことから、管内でも発生が心配されていました。

こうした中、管内でも 2 月 14 日に新城市日吉の農場で鳥インフルエンザ（強毒性）が発生しました。

愛知県では感染の拡大を防ぐため、新城市等の協力を得て、ほ場の鶏 17,500 羽の殺処分等を行いました。



鳥インフルエンザ安全宣言イベント
(名古屋市金山駅) (平成23年3月12日)

(2) 取り組みの成果

鶏の殺処分は、診断が確定した 2 月 14 日午後 9 時から県農林水産部・各事務所等職員の応援の他、新城市からも職員の協力も得て、3 交代制で行い、開始から約 8 時間で終わることができました。

その後新たな発生がなかったことから、3 月 10 日には安全宣言を行い、3 月 12 日に名古屋市金山駅で大村知事を始め、名古屋市長、豊橋市長、新城市長がタマゴかけご飯を食べ、安全性を PR するイベントを行いました。

管内でも、3 月 17 日（グリーンセンターしんしろ）、19 日（新城市民病院）、27 日（軽トラ市のんほいルロット）に卵と安全宣言パンフレットを市民に配布し、安全性を PR しました。



鳥インフルエンザ安全宣言をPR
(新城市内) (平成23年3月19日)

(3) 地域としてアピールできるポイント

鳥インフルエンザは鶏への感染力が極めて強く、また毒性も強いことから、発生した場合は殺処分を含めた速やかな対応が必要です。

このため、県では毎年、県・市町村担当者が一堂に集まって「鳥インフルエンザ防疫演習」を行い、いざという時には速やかに対応できる体制を整えています。

また、風評被害を防ぐため、安全宣言後には速やかに消費を回復・拡大させるための PR にも努めていきます。



鳥インフルエンザ防疫演習